

各種福祉計画を策定しました

第2期訓子府町健康増進計画

健康増進法に基づく、第2期訓子府町健康増進計画（計画期間：平成27年度～平成36年度）を策定しました。この計画は、今後10年間、町民の皆さんが健康で暮らせるまちづくりをめざす指針となるものです。

この計画に基づき、「健康で笑顔あふれる暮らし」をめざした健康づくり施策を展開していきます。計画書は、福祉保健課と図書館のまちづくり情報コーナーで閲覧できます。概要版は、今月号広報に折り込んでいます。

○問合せ 福祉保健課健康増進係

第4期訓子府町障がい福祉計画

障害者総合支援法に基づく、第4期の「訓子府町障がい福祉計画」（計画期間：平成27年度～平成29年度）を策定しました。

この計画は、3年間の障害福祉サービスの種類ごとの必要量とその確保のための方策を定めた計画です。今後は、この計画に基づき、障がいのある方も、ない方も、「みんなが笑顔で共に支えあうまちづくり」に向けて、障がい者施策を展開していきます。

計画書は、福祉保健課と図書館のまちづくり情報コーナーで閲覧できます。

○問合せ 福祉保健課社会福祉係

■問合せ 福祉保健課（☎ 47-5555 総合福祉センター窓口7番）

第6期訓子府町 高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画

第6期の訓子府町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（計画期間：平成27年度～平成29年度）を策定しました。

この計画は、平成27年度から3年間の高齢者福祉施策や介護保険事業の推進の方針を定めるとともに、介護保険料算定の基礎となるものです。

計画書は、福祉保健課と図書館のまちづくり情報コーナーで閲覧できます。

○問合せ 福祉保健課介護保険係

平成27年4月1日から フロン排出抑制法が施行

オゾン層の破壊と地球温暖化の原因となるフロン類の排出抑制を一層強化するため、「フロン排出抑制法」（改正フロン法）が4月1日から施行され、業務用冷凍冷蔵・空調機器をお使いの事業者の方には、フロン類の漏えい防止のための適切な設置、点検、故障時の迅速な修理などが義務づけられました。

○問合せ オホーツク総合振興局環境生活課（☎ 0152-41-0627）

環境省ホームページ
<http://www.env.go.jp/seisaku/list/ozone.html>

農地の売却など 農業委員会がアッセン

農地の所有者から売り渡しや貸し付けの希望があった場合、農業委員会では、農業委員と町、農協の担当者で構成する「農地移動適正化アッセン審議会」において、価格や農地を購入したい方、借りたい方を協議して決めています。農地を売りたい、貸したい方は農業委員会に申出書の提出が必要です。

詳しくは、地区担当農業委員または、農業委員会事務局へご相談ください。

○問合せ 農業委員会事務局（☎ 47-2204）

開発行為の事前協議

無秩序な開発を防止し、健全な生活環境を守るため、開発区域の面積が2,000㎡以上1万㎡（1ha）未満の開発行為を行うとき、事業主は、町の定める要綱に基づき事前協議をしなければなりません。

- ◆開発行為とは
- ① 土砂の採取および宅地の造成における建築物の建設
 - ② 特定工物の建設に関する目的で行う土地の区画、形質の変更
- これらの要件に当てはまる事業を行う場合は、事前に建設課管理係へご相談ください。

建築物の確認申請

次の地域で建築物の新築、増改築、移転、大規模改修などを行う場合には、建築確認申請が必要です。ただし、増改築または移転で10㎡以内であれば必要ありません。

- 建築確認申請が必要な地域
- ① 西幸町、元町、旭町、大町、仲町、栄町の全地域
 - ② 東幸町、東町、若富町、若葉町の一部地域
- 建築確認申請地域以外でも確認申請が必要な建物
- ① 倉庫、車庫などで100㎡以上
 - ② 木造で3階建て以上、または延べ面積が500㎡以上
 - ③ 木造以外で2階建て以上、

建築物の解体工事には届け出が必要

一定規模以上の建築物を解体する場合、建設リサイクル法による届け出が必要です。この法律では分別解体・再資源化の実施や事前の届け出が義務付けられており、無届けで解体工事着手したことが明らかになった場合、20万円以下の罰金が科せられますのでご注意ください。

○届け出対象工事
床面積が80㎡以上の建築物の解体工事

○届け出の時期・届け出先
工事着手の7日前までに建設課建築係まで

建設課（☎ 47-2118 役場1階窓口4番）

土地関係の届け出はお早めに

広い面積の土地の売買や開発には、あらかじめ届け出や許可申請が必要です。手続きをしなかった場合、法令で罰せられることもありますのでご注意ください。

届け出などを必要とするもの

| 項目 | 関係法令 | 町の窓口 |
|---|---------|----------------|
| 1万㎡(1ha)以上の土地の売買 | 国土利用計画法 | 企 画課 財 政課 |
| 農用地を売買・貸借したり他の用途に転用 | 農 地 法 | 農 業 委 員 会 |
| 農用地区内における用途変更や特定の開発行為 | 農 振 法 | 農 工 課 林 課 |
| □ 具体例 用途変更～農業用関連施設 除 外～農家住宅建設 開発行為～火山灰採取 | | |
| 森林の伐採や他の用途に転用したり森林所有者が変更になった場合 | 森 林 法 | 農 工 課 商 林 課 |

住環境改善などの各種補助制度

4月1日から 申し込みを受け付け

町内にある住宅の改修、商店などの店舗改修・店舗新築・空き店舗活用など町民の方を支援する補助制度を開設しています。ご利用ください。

各制度のお問い合わせ先は次のとおりです。

- 住環境リフォーム促進事業
訓子府町商工会（☎ 47-2241）
役場農林商工課（☎ 47-2116）
- 訓子府町店舗出店等支援事業
- 訓子府町店舗改修事業
- 再生可能エネルギー施設補助事業（太陽光10kw以上）
役場農林商工課（☎ 47-2116）
- 耐震改修促進事業（既存住宅）
役場建設課（☎ 47-2118）